

一般社団法人宮城県公認心理師・臨床心理士協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人宮城県公認心理師・臨床心理士協会（以下「当法人」という。）と称する。英文表記は Miyagi Association of Certified Public Psychologists and Clinical Psychologists とする。

(所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、臨床心理学とその実践に関わる社会的活動及びその基礎となる研究活動を促進し、会員の連携と相互の研鑽によって社会の健全な発展と幸福に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、次の事業を行う。

- (1) 研修会等の開催
- (2) 講演会の開催等の社会的諸活動
- (3) 会報の発行及び関連情報の提供
- (4) その他、当法人の目的を達するために必要な事業

(倫理及び関連機関との関係)

第5条 当法人は、会員が専門職として高い倫理性を保持し、その資質の向上を図ることを目的として、別に倫理規程を定める。倫理規程は理事会が定め、代議員会の承認を得る。

- 2 前項の倫理規程は、次に掲げる倫理綱領及び倫理規程の趣旨を参照し、これらを準用して定めるものとする。
 - (1) 公益社団法人日本公認心理師協会倫理綱領
 - (2) 一般社団法人日本臨床心理士会倫理規程
 - (3) 一般社団法人日本臨床心理士会倫理綱領
- 3 前項に掲げる倫理綱領及び倫理規程が改訂された場合には、当法人の倫理規程に

についても、その内容を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

- 4 当法人は、各種担当者を置き、一般社団法人日本臨床心理士会、公益社団法人日本公認心理師協会その他関連機関及び団体と連携し、各種活動を行う。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人に、次の会員を置く。

正会員当法人の目的に賛同した者のうち、公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)で定められた公認心理師(以下「公認心理師」という。)資格を有する者又は公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会が認定する臨床心理士(以下「臨床心理士」という。)資格を有する者であって、宮城県内に在住若しくは在勤する者、又は過去に宮城県内に在住若しくは在勤していた者

- 2 当法人は社員代議員制度を採用し、正会員から選出された代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)(以下「法人法」という。)上の社員とする。
- 3 代議員の定数は25名以上35名以内とする。
- 4 代議員は正会員による選挙(以下「代議員選挙」という。)により選出する。代議員選挙を行うために必要な選挙規程は理事会において定める。
- 5 正会員は、等しく代議員の被選挙権及び選挙権を有する。
- 6 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する代議員会の終結の時までとする。
- 7 代議員に欠員が生じた場合は、補欠の代議員を選任することができる。補欠代議員の選任及びその任期その他必要な事項は、選挙規程で定める。
- 8 正会員は、社員に認められる権利に準じて、定款の定めるところにより、当法人に対し次に掲げる書類等の閲覧又は謄写を請求することができる。
 - (1) 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
 - (2) 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
 - (3) 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
 - (4) 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書面等の閲覧等)
 - (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使記録の閲覧等)
 - (6) 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
 - (7) 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約書等の閲覧等)

(入会)

- 第7条 当法人の目的に賛同し、正会員として入会しようとする者は、所定の手続きにより、代表理事（会長）に申し込み、理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、入会の承認に関する権限を代表理事に委任することができる。委任の範囲及び方法は理事会で定める。
 - 3 代表理事は、前項の規定により入会を承認したときは、その内容を次回の理事会に報告しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、代議員会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 2 会員は会費を納入することができない特別な事由がある時は、その延期、減額、又は免除の申し出をすることができる。
 - 3 前項の申出の手続き及び取扱いは、理事会が別に定める。

(任意退会)

- 第9条 会員は、所定の手続きに基づき退会届を代表理事（会長）に提出し、任意に退会することができる。
- 2 前項の規定により退会した場合であっても、未納の会費その他当法人に対する債務を免れるものではない。
 - 3 退会しても、既に開始された懲戒（除名等）手続を妨げない。

(会員資格の喪失)

- 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員資格を喪失する。
- (1) 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受けたとき、又は解散したとき
 - (2) 公認心理師及び臨床心理士の資格を有する者について、そのいずれの資格も喪失したとき
 - (3) 公認心理師資格のみを有する者について、公認心理師法第32条第1項又は第2項の規定により公認心理師の登録を取り消されたとき
 - (4) 公認心理師資格のみを有する者について、公認心理師法第33条の規定により公認心理師の登録を消除されたとき
 - (5) 臨床心理士資格のみを有する者について、その資格を喪失したとき
 - (6) 臨床心理士資格のみを有する者について、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士倫理規程に基づき臨床心理士の登録の抹消処分を受けたとき
 - (7) 除名されたとき
 - (8) 2年以上会費を滞納し、相当期間を定めた督促にもかかわらず納入されず、

理事会の決議により会員としての資格を喪失したとき

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会の決議により、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該決議に先立ち、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款又は当法人が定める規程に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他会員として著しく不適当と認められる行為があったとき

(会員資格の停止)

第12条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員資格を停止する。

- (1) 公認心理師資格を有する者について、公認心理師法第32条第2項の規定により一定期間の公認心理師の名称及びその名称中における心理師という文字の使用の停止処分を受けたとき
 - (2) 臨床心理士資格を有する者について、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士倫理規程に基づき一定期間の臨床心理士の登録停止処分を受けたとき
- 2 前項の資格停止中の会員は、当法人における会員としての権利を行使できない。

(権利)

第13条 会員は、当法人が主催する諸事業及び諸活動に参加することができる。

- 2 会員は、当法人が発行する会報等の出版物の配布を受けることができる。

(義務)

第14条 会員は、当法人の定款及び当法人が定める規程を遵守しなければならない。

- 2 会員は、代議員会において別に定める会費を、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 会員は、別に定める倫理規程を遵守しなければならない。また、公益社団法人日本公認心理師協会倫理綱領、一般社団法人日本臨床心理士会倫理規程、及び一般社団法人日本臨床心理士会倫理綱領を遵守しなければならない。
- 4 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに当法人にその旨を報告しなければならない。
 - (1) 公認心理師法第32条により公認心理師の登録の取り消し、又は一定期間の公認心理師の名称及び名称中における心理師という文字の使用の停止を命ぜられたとき

- (2) 臨床心理士資格を喪失したとき
- (3) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士倫理規程に基づき臨床心理士の登録の抹消処分又は一定期間の停止処分を受けたとき

第4章 代議員会

(構成)

第15条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 前項の代議員会をもって法人法に規定する社員総会とする。

(権限)

第16条 代議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額及び役員報酬等の支給基準
- (4) 会員の除名
- (5) 計算書類及び財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第17条 代議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に毎年1回定時代議員会を開催するほか、必要がある場合には臨時代議員会を開催する。

(招集)

第18条 代議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会の決議により定めた理事がこれを招集する。
- 3 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、代表理事に対し、代議員会の目的事項及び招集理由を示して招集を請求することができる。
- 4 代議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(招集手続の省略)

第19条 代議員会は、代議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催

することができる。

(決議の省略)

第20条 理事又は代議員が代議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が代議員の全員に対して代議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を代議員会に報告することを要しないことにつき代議員の全員が書面又は電磁的方法により同意したときは、当該事項の報告があったものとみなす。

(議長)

第22条 代議員会の議長は、その代議員会において出席した代議員の中から選任する。

(定足数)

第23条 代議員会は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員の出席を要する。

(議決権)

第24条 代議員会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第25条 代議員会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面決議等)

第26条 代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

きる。

- 2 前項の場合においては、当該代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長が記名押印（電子署名を含む。）をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第28条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上18名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 当法人に、会長1名、副会長3名、事務局長1名を置く。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とする。
 - 4 会長、副会長及び事務局長を法人法上の業務執行理事とする。
 - 5 前各項のほか、必要に応じて業務執行理事を置くことができる。

(役員を選任等)

第29条 理事及び監事は、代議員会の決議により選任する。

- 2 理事及び監事は、代議員の中から選出する。ただし、理事については、組織運営上必要があるときは、正会員の中から若干名を選出することができる。選出方法その他必要な事項は、選挙規程で定める。
- 3 当法人は、部会長及び委員長を置く。部会長及び委員長は、代議員の中から選出された者のうち、代議員会により理事として選任された者が就任する。
- 4 代議員は、協議により理事の候補者を選定し、理事候補者名簿として代議員会に提出することができる。理事候補者名簿の作成手続及び提出方法その他必要な事項は、選挙規程で定める。
- 5 前項の理事候補者名簿には、原則として、次に掲げる者を含めるものとする。
 - (1) 会長、副会長及び事務局長として就任を予定する者
 - (2) 各部会の部会長として就任を予定する者
 - (3) 各委員会の委員長として就任を予定する者
- 6 前項に定める人数又は構成は、欠員その他やむを得ない事情がある場合には、理事会の決議により変更することができる。この場合、理事会はその理由及び内容を代議員会に報告しなければならない。
- 7 会長、副会長及び事務局長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

- 8 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

- 第30条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。
- 2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第31条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第32条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとする。
 - 3 補欠又は増員として選任された理事及び補欠として選任された監事の任期は、前任者又は他の在任者の残任期間とする。
 - 4 理事又は監事は、その任期が満了した場合であっても、後任者が就任するまでの間は、引き続き理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第33条 役員は、代議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第34条 役員に対して、代議員会で定める総額の範囲内において、理事会が別に定める基準に従い報酬等を支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員は、その職務執行において必要な実費弁償を受けることができる。

(損害賠償責任の免除)

- 第35条 法人法第112条の規定については、社員を代議員と読み替えて適用する。

(理事会による損害賠償責任の免除)

第36条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第37条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席し、必要に応じて意見を述べることができる。

(権限)

第38条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、事務局長及びその他の業務執行理事の選定及び解職。ただし、これらの役職の解職は、当該者の理事としての地位に影響を及ぼさない。

(招集)

第39条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 前項の場合において副会長が理事会を招集できないときは、あらかじめ理事会の決議により定めた理事がこれを招集する。
- 4 理事会の議長は、副会長がこれに当たる。ただし、理事会が必要と認めた場合は、他の理事を議長とすることができる。
- 5 副会長に事故があるとき、又は副会長が欠けたときは、出席した理事の互選により議長を定める。
- 6 理事会は、理事及び監事が相互に意思疎通を図ることができる方法により開催することができる。この場合、当該方法により出席した理事及び監事は、理事会に出席したものとみなす。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事の職務執行状況の報告)

第40条の2 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に四箇月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(理事会の決議の省略)

第41条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会への報告の省略)

第42条 理事又は監事が役員全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、理事の自己の職務の執行状況に関する報告については、適用しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した代表理事及び監事が記名押印（電子署名を含む。）をしなければならない。

第7章 内部組織

(部会)

第44条 当法人は、その目的を達成するため、次の部会を置く。

- (1) 医療部会
- (2) 保健福祉部会
- (3) 教育臨床部会
- (4) 三部合同部会
- (5) 大学教育部会

2 正会員は、前項に定める部会のうち、いずれか1つに所属するものとする。

3 部会には部会長を置く。部会長は、当該部会の構成員の中から選出する。

4 部会長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとする。

5 部会は、当法人の目的の範囲において活動し、その活動状況を理事会に報告する。

- 6 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、各部会が別に定める規程による。

(委員会)

- 第45条 当法人は、その目的を達成するため、理事会の決議又は代表理事の決定により、必要な委員会を置くことができる。代表理事が委員会を設置した場合は、次回理事会に報告しなければならない。
- 2 委員会には委員長を置く。委員長は、当委員会に所属する委員の中から、選挙規程で定める方法により選出する。
 - 3 委員長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時代議員会の終結のときまでとする。
 - 4 委員会の委員は、正会員の中から選任する。
 - 5 委員会は、当法人の目的の範囲において活動し、その活動状況を理事会に報告する。
 - 6 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、当該委員会が別に定める規程による。

(プロジェクト)

- 第46条 当法人は、正会員による自主的かつ機動的な活動を推進するため、理事会の決議により、特定の事業又は活動を行うプロジェクト（ワーキンググループその他これに類する活動組織を含む。）を設置することができる。
- 2 プロジェクトには、プロジェクトリーダーを置き、正会員の中から選任する。
 - 3 プロジェクトは、その活動の性質に応じて、ワーキンググループ、研究班、プロジェクトチームその他の名称を用いることができる。
 - 4 プロジェクトは、当法人の目的の範囲において活動し、その活動状況及び収支について理事会に報告しなければならない。
 - 5 プロジェクトの設置、運営及び終了その他必要な事項は、理事会が別に定める。

(事務局)

- 第47条 当法人に事務局を置く。
- 2 事務局には所要の職員を置く。
 - 3 職員は、代表理事が選任し、解任する。この場合において、代表理事は、その内容を理事会に報告しなければならない。
 - 4 事務局員は、正会員の中から選任することができる。
 - 5 事務局は、当法人の事務を処理する。
 - 6 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の定める基本方針に基づき、代表理事が別に定める。

第8章 資産及び会計

(剰余金の処分制限)

第48条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(事業年度及び会計年度)

第49条 当法人は、会費その他の収入をもって運営する。

2 事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日の年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第50条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、理事会の決議をもって定め、定時代議員会に報告する。

2 事業計画又は収支予算の重要な変更については、理事会の決議をもって行い、次回の代議員会に報告する。

3 前事業年度の収支予算が新事業年度開始までに定まらない場合には、理事会の決議により、前事業年度の予算に準じて必要な支出を行うことができる。

4 前各項の書類は、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第51条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に理事会において作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時代議員会に提出し、次の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 正味財産増減計算書

(4) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告及び役員名簿を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 定款、会員名簿及び代議員名簿については主たる事務所に備え置くものとする。

4 前項の規定にかかわらず、会員名簿及び代議員名簿の記載事項のうち、個人の住所については、一般の閲覧に供しないものとする。

5 貸借対照表は、定時代議員会の終結後遅滞なく公告する。

第9章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、代議員会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって変更することができる。

(合併等)

第53条 当法人は、代議員会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、他の法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第54条 当法人は、代議員会において、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により、解散する。

(残余財産の処分)

第55条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(法令の準拠)

第57条 この定款に定めのない事項は、全て法人法その他の法令に従う。

附則

(設立時社員)

附則第1条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

(省略)

(設立当初の代議員に関する特例)

附則第2条 当法人の設立後最初に選任される代議員については、第6条第4項の規定にかかわらず、設立時社員の決議により、正会員の中から選任することができる。

- 2 前項により選任された代議員の任期は、第6条第6項の規定にかかわらず、最初の代議員選挙により選任された代議員が就任するまでとする。

(特例の失効)

附則第3条 前条に基づき選任された代議員は、最初の代議員選挙により選任された代議員が就任した時をもって退任する。

- 2 前項の時をもって、附則第2条の規定はその効力を失う。

(設立時社員の地位の特例)

附則第4条 設立時社員は、最初の代議員選挙により選任された代議員が就任した時をもって、当法人の社員の地位を喪失する。

(最初の事業年度)

附則第5条 当法人の最初の事業年度は、法人の成立の日から令和8年3月31日までとする。

(設立時役員)

附則第6条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

- 1 設立時理事
氏名 東海林 渉
氏名 大島 進吾
氏名 上西 創
氏名 若島 孔文
氏名 久保 順也
- 2 設立時代表理事
住所 (省略)
氏名 東海林 渉
- 3 設立時監事
氏名 秋田 恭子
氏名 大関 信隆

(施行期日)

附則第7条 この定款は、法人の成立の日から施行する。